2025年 8月 24日（日）発　日帰り 【東京発着】

コースNO	MWC2L-0

ベテランガイドと行く

富士山麓 青木ヶ原樹海 日帰りハイク

旅行代金（大人おひとり様）

J-Basket 会員	J-Basket 会員以外
23,000 円	26,000 円

◆旅行代金には、バス代、食事代、入場料、ヘルメットとヘッドライトのレンタル代、専門ガイド代、添乗員代、諸税・サービス料を含みます。
◆参加対象年齢：小学校4年生～75歳まで（未成年は保護者同伴に限る）。
◆ご参加にはJ-Basket会員の同伴が必要です
（J-Basket会員の方は、おひとり様でも参加できます）。
◆小学生は1,000円引き。

樹海には多様な植生物が生息

日　時	行　程　（移動記号：→貸切バス、…徒歩）	食　事
8/24（日）	東京駅（8：00発）→中央自動車道→道の駅なるさわ→樹海入口…本栖第二風穴※…本栖氷穴（入洞：ヘルメットとヘッドライトを着用しての暗闇体験）…樹海内（昼食弁当）…本栖第一風穴※…ブナ広場…樹海入口→道の駅なるさわ→中央自動車道→東京駅付近（17：30頃着） ※入洞禁止のため見学のみ	朝－ 昼○ 夕－

「親切・丁寧・安全登山」がモットーのベテランガイド・池川利雄氏
（日本山岳ガイド協会認定登山ガイド）がご案内します。

＜歩行時間＞約３時間　＜歩行距離＞約３.６キロ　＜高低差＞約９０ｍ
◆添乗員同行　◆募集人員：30名様・最少催行人員：15名様　◆利用バス会社：東京ワーナー観光バスまたは東栄観光バス（バスガイドは同乗しません）
※昼食はお弁当をご用意します（樹海内でお召し上がりいただきます）。※トレッキングシューズやハイキングシューズなど山道でも歩きやすい靴でご参加ください。※青木ヶ原樹海では15名以上の場合、安全のため現地ガイドは2名同行し、グループに分かれてご案内します。※雨天用に上下別のレインウェアを必ずご準備ください。※歩行時に不要な荷物はバスに置いておくことができます。※歩行中の飲み物（水筒やペットボトル）は各自でご用意ください。※天候等により、行程を短縮・変更する場合があります。※写真はすべてイメージです。

お申し込みの方へのご案内（お申し込みいただく前に、この頁と各コース毎のご案内とご注意を必ずお読みください。）

お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

● 募集型企画旅行契約

この旅行は（株）JTBガイアレック（東京都品川区東品川2-3-11観光庁長官登録旅行業第712号。以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の都によります。なお、当パンフレットに記載された旅行条件と別途お渡しする旅行条件書（全文）に記載された条件との相違がある場合は、当パンフレット記載の旅行条件が適用されます。

● 旅行のお申し込み及び契約成立時期

(1)所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
(3)お客様が旅行予約サイトで予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合、当社の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金のお支払いをしていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。
(4)旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、申込金のお支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合でも、通信契約によって契約を成立させることは、右記●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件（1）の定めにより契約が成立します。
(5)お申込金（おひとり）

旅行代金	お申込金	旅行代金	お申込金
6千円未満	旅行代金の20%	10万円未満	20,000円
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	旅行代金の20%

● 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前（お申し込みが同際の場合は当社が指定する期日までに）にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なしで旅行代金、取消料、追加請費用などをお支払いただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

● 取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。
(1)取消料の金額は、契約書面に明示します。
(2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

契約解除の日		取消料（お１人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1）21日目にあたる日以前の解除（日帰り旅行にあっては11日目）	無　料
	2）20日目にあたる日以降の解除（日帰り旅行にあっては10日目）（3～6を除く）	旅行代金の20%
	3）7日目にあたる日以降の解除（4～6を除く）	旅行代金の30%
	4）旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5）当日の解除（6を除く）	旅行代金の50%
	6）旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※お客様のご都合による出発日の変更、運行・宿泊機関等行程中の一部変更についても、全体に対するお取消しみなし、取消料の対象となります。
*オプショナルプラン及び航空等無埼代金についても、出発日を基準として上記取消料を適用いたします。
※各コースに適用取消料の明記がある場合は、その取消料を適用いたします。
※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表にならず、コースページ内に記載する取消料に拠ります。
※お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更についても、全体に対するお取消しみなし、取消料の対象となります。

● 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のない かぎり エコノミークラス）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

●「当社の責任」

（１）当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
（２）手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

● 特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
・死亡補償金1500万円　・入院見舞金2～20万円　・通院見舞金1～5万円
・携行品損害補償金:お客様1名につき～15万円（ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

● お客様の責任（抜粋）

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」という）が「会員の署名なしで旅行代金や取消料等の支払いを受けること」（以下「通信契約」という）を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。（受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行業者により異なります。）

(1)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
(2)「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。（ただし、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。）
(3)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、既定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

● 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

● 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、または、お申込店にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

● 個人情報の取扱について

当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関・保険会社等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内 ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い ③アンケートのお願い ④特典サービスの提供 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

●その他

お客様がご旅行参加中に、新型コロナウイルス感染症に罹患し、または濃厚接触者となった場合など、現地の法令などに基づき隔離その他の措置が必要となった場合には、その指示に従って頂きます。またこれに要する費用はお客様のご負担となります。

● 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2025年4月30日を基準としています。また、旅行代金は2025年4月30日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施
株式会社 JTBガイアレック
観光庁長官登録旅行業第712号　日本旅行業協会正会員
東京都品川区東品川2-3-11 〒140-8602
ボンド保証会員 一般社団法人日本旅行業協会正会員　旅行業公正取引協議会会員